

給付奨学生の今後の流れ・注意事項について

今後の流れ

在籍報告

(毎年4月・7月・10月) ※採用初年度は7月と10月のみ。
スカラネット・パーソナルから愛媛大学に在籍していることの報告

- ※在籍報告は、**年3回**あります。
- ※事前にスカラネットパーソナルに登録すること
- ※提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は給付奨学金の振込みが止まります。

継続願・適格認定

◎12月～1月

スカラネット・パーソナルから次年度の「給付型奨学金継続願」の提出
※貸与型奨学金も受けている方は、そちらも提出すること。

**【重要】貸与型と給付型の適格認定の基準は異なります。
十分ご注意ください。**

支援区分の見直し

◎毎年10月 日本学生支援機構があなたの提出したマイナンバーを利用して所得状況を確認。支援区分の変更がある場合は、支給停止や給付月額が変わることがあります。
※10月以降の支援区分は、9月下旬にスカラネットパーソナルで各自確認ください。

授業料減免申請について

◎決定した奨学金の支援区分によって、授業料が減免されます。

- ・第Ⅰ区分 授業料全額免除
- ・第Ⅱ区分 授業料2/3免除
- ・第Ⅲ区分 授業料1/3免除
- ・支援区分外 授業料減免なし

**【重要】年に2回(後期分8～9月・次年度前期分1～3月予定)授業料減免継続申請が必要です。
(「A様式2」を申請期間内に提出。提出しなかった場合授業料減免認定が受けられません。)**
授業料減免結果通知は前期分8月、後期分1月頃発送予定です。通知に従って納付願います。

注意事項

- ・他の国費による給付金を受給中は、給付奨学金の支給を受けることができません。
- ・在留資格や在留期間の変更がある場合は、証明書類の提出が必要です。

※その他「留学」「休学」等の異動や「通学形態の変更」等ありましたら、図書館1F学生生活支援課までお問い合わせください。

TEL :089-927-9168
MAIL : syougaku@stu.ehime-u.ac.jp

重要・保存 よく読んでください！

日本学生機構 給付奨学生のみなさま

◆新制度による授業料減免継続申請（A様式2）について◆

日本学生支援機構給付奨学生は決定区分に応じて授業料が減免されます。年に2回授業料減免の継続申請（A様式2）が必要になりますので、必ず提出してください。（休停止中の人も提出）

<申請時期予定>

- ・本年度後期分：8月～9月末
（10月現在で記入）
- ・翌年度前期分：1月～3月末
（翌年度4月現在で記入、新学年）

<参考>

| 給付区分 | 授業料減免 |
|------|--------|
| 第Ⅰ区分 | 全額免除 |
| 第Ⅱ区分 | 2/3 免除 |
| 第Ⅲ区分 | 1/3 免除 |
| 区分外 | 免除なし |

<申請書>

【A様式2】「大学等における修学支援に関する法律による授業料等減免の継続認定について」

<注意事項>

- ・申請期間や申請書類等の詳細は愛媛大学のホームページよりダウンロードしてください。
- ・授業料減免継続認定を申請しなかった場合、その期間の授業料の減免は受けられません。
- ・授業料減免結果通知書は前期分8月、後期分1月頃発送予定です。結果通知書に従って納付してください。
- ・住所変更や休学、復学等、申請後変更があった場合はすみやかに連絡してください。
- ・「奨学生証」に記載されている奨学生番号が必要になります。いつでも確認できるように把握しておいてください。「奨学生証」は紛失しないように保管してください。
- ・給付奨学金は家計基準、学力基準により審査されます。適格認定等で給付が「休・停止中」になる場合があります。その場合も給付奨学生扱いですので、提出してください。
- ・給付奨学金の受給資格があることが前提となります。学力審査・家計審査の結果、給付奨学生としての要件に該当しない場合は、同じ期間、高等教育修学支援新制度の授業料減免認定を受けることはできません。
- ・適格認定によって給付が「廃止」になった場合は提出不要となります。今後給付及び免除を受けることはできません。
- ・下記担当課より電話やメール連絡をすることがあります。下記連絡先を登録し、必ず応答、返信をしてください。応答できなかった場合は必ず折り返しの電話をお願いします。
- ・修学支援システムからメッセージを送信することがあります。全学メールを日々確認するようにしてください。
- ・大学からの連絡に応じない、メールの見落とし等により不利益になることがあります。自己責任になりますので注意してください。

<お問合せ先> 登録しておいてください！

メールにて受付します。件名に「授業料（または奨学金）について」とし「氏名、学生証番号、学部、学年、問い合わせ事項等」を記載し、下記アドレスまで送信してください。

●学生生活支援課学生生活支援チーム

<授業料に関すること>

メール：menjo@stu.ehime-u.ac.jp

電話：089-927-9169

<奨学金に関すること>

メール：syougaku@stu.ehime-u.ac.jp

電話：089-927-9168



●医学部学務課：089-960-5177 ●農学部事務課：089-946-9806